

児童虐待防止体制の充実に関する提言

近畿ブロック知事会

令和6年12月

児童虐待防止体制の充実に関する提言

児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、虐待による死亡事案も近畿のみならず全国各地で毎年発生している。

子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき課題である。

これまでも児童虐待防止対策の強化等のために児童福祉法が改正されているところであり、平成 16 年の改正ではこども家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。

また、平成 28 年の改正では、市町村は基礎的な地方公共団体としてこどもの福祉に関する支援等を行うこと、並びに要対協調整担当者の配置及び研修受講が義務化された。

併せて、児童相談所においても児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーの研修受講が義務化された。

しかし、増加の一途をたどる児童虐待に対応していくためには、市町村及び児童相談所のさらなる体制強化や児童虐待防止体制の充実を図ることが必要であることから、国の責任において以下の措置を講じられるよう提言する。

1. 市町村相談員の体制強化

- ・業務量に見合った職員配置、専門職の常勤職員の確保のため、市町村相談員とスーパーバイザーの配置基準の法定化を行うこと。
- ・市町村における専門職員の配置に伴う財源措置を行うこと。
- ・市町村相談員に対する研修受講の義務化を行うこと。

2. 要保護児童対策地域協議会の市町村調整担当部門における体制強化

- ・要対協の市町村調整担当者の業務量に見合った配置基準を明確化すること。

3. 児童相談所の専門職の質の向上

- ・児童福祉司の任用後研修以降、スーパーバイザー研修までの期間において、研修カリキュラム等も含めた人材育成指針を明示するなど、人材育成にかかる技術的支援を行うこと。

令和 6 年 12 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	一 見 勝 之
滋賀県知事	三日月 大 造

京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	岸	本	周	平
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純